



確定拠出年金の運用に関する 専門委員会 (関係団体ヒアリング)

2017年3月10日

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 運用商品提供数の上限関連

①現在の運用商品選定数や構成の決定にあたっての基準・
考え方、考慮要素

[企業型]

- ・事業主のニーズに合わせた内容が最優先。
- ・投資初心者も少なくないため、元本確保型(とりわけ元本保証タイプ)に加え、伝統的な4資産パッシブをベースに各資産のアクティブやバランスファンド、REIT、新興国向けなどの組み合わせ。
- ・同じタイプを極力ダブらせない。→本数抑制。
- ・投信会社の偏りを抑制。
- ・第三者機関の評価で適格とされている中で、手数料(信報/留保額)の低いもの。

[個人型]

- ・企業型実施事業所の退職者も対象となり得ることもあり、企業型に準じている。

1. 運用商品提供数の上限関連

②企業型における労使合意のなされ方、範囲

[企業型]

- 全従業員を対象とした労使合意のための従業員説明会の資料に運用商品一覧表を載せ、説明会の場で簡潔に説明を行う。

1. 運用商品提供数の上限関連

③ラインナップ全体をどう説明しているか(対事業主、個人)

[企業型]

- ・対事業主:運用商品一覧表を提示し、上記選定の考え方や各商品内容について説明している。
- ・対 個人 :労使合意のための従業員説明会で簡潔に説明。
投資教育の場では、運用商品説明資料やリターン実績表等を配付し、講師またはDVDにより説明している。
コールセンターや加入者用Webでの対応も実施している。

[個人型]

- ・加入前は、パンフに同封のチラシで案内。基本はコールセンター対応。
- ・加入後もコールセンターや加入者用Webでの対応。

1. 運用商品提供数の上限関連

④実際に提示している商品の実態(本数含む)

[企業型]

- 事業主のニーズ優先であるが、10本前後～20本前後が多い。
(最大で30本前後、平均では15本前後)
- 主な商品種類は、元本確保型(預金・保険)、投資信託(4資産、複合型、REIT)。
- 各カテゴリーから手数料低位中心に選定。

[個人型]

- 企業型に同じ。

1. 運用商品提供数の上限関連

⑤運用商品提供数の上限についての意見

(それらと併せて講じる措置があれば、当該措置を含む)

[企業型]

- ・性質の異なるものをひとつずつ採用する前提でいうと、上限20本程度が妥当であるが、事業主・加入者の新規商品追加のニーズを踏まえると、30本程度まで引き上げることも考えられる。
- ・同一企業であっても加入者の運用に関する知識や経験等には幅があるため、一定の商品数を用意する必要がある。また、極端に少ない上限数の設定は商品カテゴリーに偏りが生じることになり、かえって加入者の選択の幅を狭めることも考えられる。(10本程度では少なすぎる。)

<併せて講ずべき措置>

- ・既存規約の商品除外において、当該商品の指図をしている者のうち、所在が明らかな者の3分の2以上の同意を得た場合には、当該商品の新規購入のみを認めない“閉鎖型”への移行とすることで、当該商品を上限数のカウントから除外する措置を行うことによりよいか確認したい。

[個人型]

- ・企業型に同じ。
(個人型DCでは、加入者自らが、多種多様な運営管理機関の中から1社選択するため、一律に運用商品数を制限せず、各運営管理機関の独自性に任せるのがよいのではないかと、という意見もある。)

1. 運用商品提供数の上限関連

⑥その他運用商品提供数に関連する事項

[企業型]

- 元本確保型で年限が異なるだけのものはまとめて1本と数えられないか。
- 議論に出ているが、ターゲットイヤーファンドや一般のバランスファンドなどの通常、一個人がそこから一つを選ぶタイプの投信はまとめて1本と数えるべき。
- 商品提供数自体は多く揃えていても、投資経験の浅い加入者に対して、運営管理機関がその中から“初心者向け”として数本提示するような方法も認めてもらいたい。(この方法によるときに、運営管理機関による運用商品の推奨とみなされないような措置を講じてもらいたい。)

[個人型]

- 企業型に同じ。

2. 指定運用方法の基準関連

①現在のいわゆるデフォルト商品の選定にあたっての基準・
考え方、考慮要素

[企業型]

- ・デフォルト方式を行っている運営管理機関と加入者に選択させる方式を行っている運営管理機関がある。
- ・デフォルト方式を行っている運営管理機関では、損保業界は投資初心者が多い中小企業を中心ということもあり、事業主ニーズとして元本確保、とりわけ元本保証を選定。
(マイナスにならないことが大事と考える向きは多い。)

[個人型]

- ・該当なし。

2. 指定運用方法の基準関連

②実際に提示しているデフォルト商品の実態

[企業型]

- ・デフォルト方式を行っている運営管理機関では、元本保証の預金又は保険を提示。

[個人型]

- ・該当なし。

2. 指定運用方法の基準関連

③指定運用方法の基準についての意見

(それらと併せて講じる措置があれば、当該措置を含む)

[企業型]

- ・マイナス金利やインフレ、貯蓄や投資への流れから鑑みれば、ターゲットイヤーファンドやバランス型ファンドを指定運用方法とすることが望ましい。これに元本確保型商品も含めた複数の商品を組み合わせたポートフォリオ(預金40%+バランスファンド60%など)もデフォルト商品と見なす措置を講じて欲しい。
- ・デフォルト商品として、元本確保型商品を不可とすることは避けて欲しい。強く要望する。想定利回り0%で制度設計している規約が相当数存在する。またリスク性商品で運用することは長期的な観点からは加入者利益に資するものであるが、雇用の流動化が進む中、短期間で資格喪失する加入者からは元本確保ニーズが高い(このような加入者ほど運用指図には無関心でありデフォルト商品の位置づけは重要)。

<併せて講ずべき措置>

- ・セーフハーバールールのようなしくみの整備は必須。法令に基づき投資信託をデフォルト商品として選定した場合において、仮に加入者が運用で損失を被ったとしても、事業主や運営管理機関は責任を問われないツールが整備されないと、事業主や運営管理機関は訴訟リスクを抱えることとなり、適切ではない。

[個人型]

- ・該当なし。

2. 指定運用方法の基準関連

④デフォルト適用になっている加入者に対して
(運営管理機関や事業主が)行っている働きかけ

[企業型]

- ・継続教育において、通常デフォルト商品として設定されている預金等の元本確保型商品だけでは将来の備えとして不十分(インフレ時の価値減少)であり、投資信託等も活用するよう説明しているものと思われる。
また、元本確保型商品のみでは想定利回りに達することがないことを踏まえて社内研修等で呼びかけている事業主もいる。
- ・運営管理機関によっては、メールで半年ごとに注意喚起をしている。

[個人型]

- ・該当なし。

2. 指定運用方法の基準関連

⑤その他指定運用方法に関連する事項

[企業型]

- 希望商品とデフォルト商品が一致(元本確保型商品)していることを確認のうえで意図的に運用指図を行わずにいる層も一定存在するため、すでにデフォルト商品で運用している加入者に対して、第四号施行日以降に運用指図のやり直しを強制することは避けて欲しい。
- 企業型年金規約で定める期間(特定期間)を設定し、特定期間についてはデフォルト商品適用ではなく現金管理とすることとなるようであるが、現行プランについては、第四号施行日から即日現金管理に移行することはあまりにも急であり、経過措置や猶予期間を設けることを希望する。

[個人型]

- 該当なし。